

吉野川水系流域治水プロジェクト
吉野川中流域における
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
(案)

令和5年3月8日

吉野川中流大規模氾濫に関する減災対策協議会
美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町
徳島県、水資源機構、気象庁、国土交通省四国地方整備局

改訂履歴

発行日	改訂履歴
平成28年 8月23日	初版作成
平成30年 5月25日	緊急行動計画に関する取組を追加
令和 4年 3月10日	流域治水プロジェクトにおける被害の軽減、早期復旧・復興のための対策と名称変更 令和3年吉野川洪水意識調査の結果から、これまでの取組を評価し、内容を改定

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	3
3. 吉野川中流域の概要と主な課題	4
4. 令和7年度までに実施する被害の軽減、 早期復旧・復興のための取組	6
5. 被害の軽減、早期復旧・復興のための目標	6
6. フォローアップ	6

別紙：令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

吉野川中流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川 4 市町（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）と徳島県、水資源機構、気象庁徳島地方气象台、国土交通省四国地方整備局で構成される「吉野川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 19 日に設立し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

吉野川は、古くから「四国三郎」として、我が国の三大暴れ川に数えられ、洪水と水害の歴史である。特に、美馬市から三好市の吉野川中流域は、長らく徳島平野の遊水地帯として堤防整備に着手することができず、地域の人々は、自衛の手段として、高石垣の家や水防竹林などにより激甚な水害を軽減してきた。地域住民の悲願であった堤防の整備は、昭和 40 年に早明浦ダムによる洪水調節が具体化したことから、直轄区間を延伸しようやく着手することができた。

その後、早明浦ダム等洪水調節施設群の建設や堤防の整備により、治水安全度は徐々に向上しているが、堤防の整備率は約 64%であり、堤防がないところでは、平成 16 年 10 月台風 23 号洪水、平成 17 年 9 月台風 14 号洪水、平成 23 年 9 月台風 15 号洪水、平成 26 年 8 月台風 12、11 号洪水などにより、浸水被害が頻発している。特に、平成 17 年 9 月台風 14 号洪水は、早明浦ダムの利水容量が枯渇時に襲来し洪水の殆どを貯留したため、吉野川中流域での氾濫被害は、比較的小さかったが、仮に利水容量が一杯で、洪水調節容量しかなかった場合は、無堤地区で激甚な被害が発生するとともに、堤防が整備されているところについても、その施設能力を上回り激甚な水害の可能性があったところである。

吉野川中流域では、平成 21 年 8 月に「吉野川水系河川整備計画」を作成、平成 29 年 12 月に変更し、無堤部対策を推進するとともに、河道掘削や早明浦ダムの洪水調節機能の増強により治水安全度を向上することとしている。しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めない。

広域に甚大な被害をもたらした、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨にはすでに気候変動の影響が含まれていた可能性が示されている。このため、吉野川中流域においても、施設の整備水準を超える洪水が発生することを前提に、住民が「水害を我がこととしてとらえる」ことができるように各種施策を講じる必要がある。

本協議会においては、平成 28 年度に避難・水防対策及び危機管理型ハード対策などの各種施策を「吉野川上流域の減災に係る取組方針（地域の取組方針）」として取りまとめ、令和 2 年度までこれを実施してきた。今般、この取組方針を流域治水プロジェクトの柱である「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を推進するための計画として改定した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町	市長 市長 町長 町長
徳島県 県土整備部 徳島県 西部総合県民局 県土整備部 徳島県 西部総合県民局 地域創生観光部	部長 部長 部長
水資源機構	池田総合管理所長
気象庁	徳島地方気象台長
四国地方整備局 四国地方整備局 国土地理院	徳島河川国道事務所長 吉野川ダム統合管理事務所長 四国地方測量部長
(オブザーバー) 四国電力株式会社 徳島支店	

3. 吉野川中流域の概要と主な課題

(1) 吉野川中流域の概要と氾濫特性

吉野川中流域の氾濫域には、美馬市、三好市などの市街地に加えて、つるぎ町の工業団地などが立地している。また、道路、鉄道など基幹交通網が整備され、防災拠点となる市役所をはじめとした行政機関が集中している。

また、吉野川中流の氾濫域は、北は讃岐山地、南は四国山地に挟まれ、氾濫ブロックは概ね支川間で分割される。なお、吉野川の南岸は、支川の扇状地が発達していないことから、居住地の殆どが氾濫域となっている。このため、大規模な氾濫が発生すれば、氾濫水は狭隘な氾濫域に貯留され浸水深が深いところでは10m以上になることが想定される。特に、美馬市、つるぎ町、東みよし町の吉野川南岸の氾濫域は、居住地の殆どが浸水し激甚な被害が想定される。

(2) 近年の洪水による被害状況

○平成16年10月台風23号洪水

吉野川の基準地点岩津において戦後最大の流量を記録し、吉野川中流域では家屋浸水538戸、浸水面積695haの被害が発生したほか、交通機能がマヒするなど、住民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

特に堤防がない三好市、東みよし町などでは、家屋浸水252戸、浸水面積431haの甚大な浸水被害が発生した。

○平成17年9月台風14号洪水

平成17年9月台風14号洪水の規模は、戦後最大を記録した平成16年10月台風23号に匹敵する戦後第2位の規模であったが、流域は渇水状態で早明浦ダム等では利水容量が枯渇していたこともあり、ダムの洪水調節効果が大きく幸いにも中流域の洪水被害は比較的少なかったが、家屋浸水77戸、浸水面積は266haの被害が発生した。

○平成26年8月台風12号洪水

吉野川中流域での降雨量が非常に多い洪水で、家屋浸水24戸、浸水面積170haの被害が発生した。

(3) 吉野川中流域の現状と課題

吉野川中流域は、長らく徳島平野の遊水地帯として堤防整備に着手することができなかったが、早明浦ダムによる洪水調節の目処がたち、昭和40年より堤防整備に着手している。平成21年8月に作成した「吉野川水系河川整備計画」では、戦後最大規模の洪水を安全に流下させるため、堤防整備、河道掘削及び早明浦ダムの洪水調節機能の増強等を行うこととしており、現在は、無堤地区における堤防整備を重点的に推進している。

治水事業の現状、近年の水害を踏まえた主な課題は以下のとおりである。

○吉野川中流域の堤防整備率は未だ途上であり、有堤地区では、堤防の決壊による激甚な浸水被害は発生していない。一方、無堤地区では、吉野川の氾濫による浸水被害が頻発している。このことから、住民の洪水リスクに対する意識は堤防の整備状況により二極化していることが考えられ、特に、有堤地区では洪水リスクに関する意識水準の低下は否めない。このため、住民の洪水リスクに関する意識水準の把握、洪水リスクの確実な周知方策について検討する必要がある。

○令和30年7月年から中島地区河川防災ステーションの整備に着手し、令和3年6月に整備が完了した。

今後は、復旧に必要な水防資機材等の確保・集約、防災教育等への利用を行うとともに、災害時の水防活動・応急復旧の防災拠点として積極的に活用していくことが望まれる。

○堤防の決壊を防ぐためには、治水施設の整備はもとより、水防活動が必要不可欠となる。しかし、近年、経験豊かな水防団員の技術の伝承が必ずしも十分にできているとは言えない状況にある。

このため、水防指導者を育成するための対策が必要である。

○水害意識調査の結果、災害時に適切な指定緊急避難場所を目指すことができる人は、流域全体で3割程度しかいないことが明らかになった。命を守るためには、まず、洪水時・地震時それぞれの指定緊急避難場所を適切に把握することが必要不可欠である。

このため、最優先事項として、それぞれの指定緊急避難場所の周知を徹底する必要がある。

4. 令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

吉野川中流域では、平成28年の協議会発足時より、各関係機関が現状を確認し、課題の抽出を行い、連携して被害の軽減、早期復旧・復興のための取組を推進してきた。これまでの取組をさらに一步前に進めることを目的に、各構成機関が令和7年度までに実施する具体的な取組内容・取組状況を取りまとめ、別紙に示す。（別紙参照）

5. 被害の軽減、早期復旧・復興のための目標

被害の軽減、早期復旧・復興のための取組は多岐にわたることから、令和7年度末までに集中的に実施し、その実効性を優先して確保すべき事項について、以下のとおり数値目標を設定した。

令和7年度末までに達成すべき数値目標

○吉野川中流域全ての市町において、指定緊急避難場所の認知率を8割まで引き上げる

令和3年度 30.8% → 令和7年度 80%

6. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、水防計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

また、取組の効果検証のために、適宜アンケート等の手法によって、流域住民の水害意識について調査を実施することとする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて地域の取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	実施された取組			今後も継続的(断続的)に実施する取組			今後実施する取組										
			美馬市			三好市			つるぎ町			東みよし町			徳島県				
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容		
地域取組																			
①課題の抽出																			
		現在の災害に対する住民の意識調査（ヒアリング）を行い、課題の抽出を行う。	吉野川洪水浸水想定区域内の世帯を対象としたアンケート調査を実施する。	R3.10	完了	自主防災会会長等へのアンケート	R3.11	完了	吉野川流域の町民を対象に吉野川洪水意識調査を実施。	R3.10	完了	自主防災会会長等へのアンケート	R3.11	完了	—	—	—		
②災害の疑似体験による防災意識の向上																			
		VR等を活用し、多くの住民に災害の疑似体験をしてもらうことによって、意識の向上を図る。	市多目的施設（うだつアリーナ）にVR展示ブースを設置し、利用者の防災意識の啓発を図る。	R3.7より	完了	—	—	—	県と連携し、VR機器を活用した災害疑似体験ができる訓練や出前講座の実施を検討し、地域防災訓練において、土石流3Dシアターや、降雨体験装置を用いて、災害を疑似体験してもらう。	R4.9	完了	—	—	—	小中学生をはじめ、地域住民を対象にVR動画を活用した防災出前授業による啓発活動を実施	R2年度より実施中	実施		
①円滑かつ迅速な避難のための取組																			
①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認																			
		・洪水時の市町村長による避難指示等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	—	未定	—	河川管理者から提供される情報及びタイミングについて確認を実施	適時実施	実施	河川管理者から提供される情報及びタイミングについて確認を実施。	適時実施	実施	避難情報の発令タイミングについて確認を実施。	適時実施	実施	県管理河川において提供する情報・タイミング及びホットラインを市町と確認	適時実施	実施		
イ 高潮時における都道府県からの情報提供等																			
		・高潮時の市町村長による避難指示等発令の判断を支援するため、高潮時に都道府県等から市町村に提供する海岸状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に海岸の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ウ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認																			
		・「避難指示等に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を参考に、市町村が定めた洪水時又は高潮時における避難指示等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。	災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等を踏まえ、発令判断基準等の確認を行うとともに、市の水害対応タイムラインの見直しを行い「美馬市危機管理指針」の改定を実施。	R3.5	完了	出水期前に発令判断基準を確認する	毎年6月実施	実施	災害対策基本法の改正や、町防災計画の変更内容等を踏まえ、避難指示の発令判断基準等を確認し、災害発生時の危険性が低い地域に発令することがないよう、避難情報発令区域の絞込みを実施。	R4.6	完了	—	—	法改正による避難情報の変更等をふまえた発令基準の内容に更新し運用する。	R3より適時実施	実施	関係市町とともに、避難情報のあり方を確認し、必要に応じて助言	R3年度より適時実施	実施
		・市町村が定めた避難指示発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。	—	未定	—	洪水対応タイムラインについて、災害対策基本法改正、市防災計画等の変更内容を踏まえ、確認を実施	R3.6	実施	減災対策協議会にて作成、共有している、洪水対応タイムラインについて、災害対策基本法改正、町防災計画等の変更内容等を踏まえ、更新を実施。	R3.6	完了	—	—	洪水対応タイムラインについて、災害対策基本法改正、町防災計画等の変更内容を踏まえ、確認を実施。	R3より適時実施	実施	関係市町と連携し、県管理河川におけるタイムラインを運用中、必要に応じて見直し	適時実施	実施
		・水害対応タイムラインを活用して実施した訓練等で明らかになった課題を踏まえて、水害対応タイムラインの見直しを行うとともに、内容を共有する。	—	未定	—	—	未定	—	水害対応タイムラインを活用した図上訓練についての検討を進める。	R3より検討中	検討実施	—	—	—	未定	—	関係市町と連携し、県管理河川におけるタイムラインを運用中、必要に応じて見直し	適時実施	実施
		・ダム下流域の河川において、ダムの洪水調節機能等を踏まえ、市町村や住民が行う避難に関する防災行動を整理した避難指示着目型タイムラインを作成し、共有するとともに、ダム管理者から発信される放流やダムの貯水位等の情報の意味等、その内容を共有する。	—	未定	—	ダム管理者からの情報の有効な活用性について検討を進める	R3より	適時実施	ダム管理者からの情報の有効な活用性について検討を進める。	R3より検討中	検討実施	放流やダムの貯水位等の情報に関するチラシを配布	R3より適時実施	実施	—	—	池田ダム防災操作説明会に参加し、情報共有	適時実施	実施
エ 多機関連携型タイムラインの拡充																			
		・公共交通事業者やマスコミ、利水ダム管理者等の多様な関係機関が連携して、地域ブロック単位の多機関連携型タイムラインを作成するとともに、その運用状況を確認する。	—	未定	—	—	未定	—	作成の要否を含めて検討する。	R3より検討中	検討実施	—	—	未定	—	—	他機関連携型タイムラインの作成を検討	検討中	検討実施
オ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知促進																			
		・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	—	未定	—	—	未定	—	未指定である半田川の浸水想定区域の公表について、県に働きかける。	適時実施	継続して実施中	—	—	未定	—	—	新たな河川の指定について検討・調整	検討中	検討実施
		・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。	—	未定	—	—	未定	—	—	未定	—	—	未定	—	未定	—	全ての県管理河川を対象に、水害リスク情報空白域の解消に向けた取組を実施	R2年度より実施中	実施中
		・水位周知下水道の指定を行う下水道について共有する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		・水位周知海岸の指定を行う海岸について共有する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	美馬市			三好市			つるぎ町			東みよし町			徳島県			
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	
カ	ICT等を活用した洪水情報の提供	・「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」等、国や都道府県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。	市ウェブサイトを通じて「川の防災情報」等の周知を図る。また、防災教育や避難訓練等の機会を捉え、各種情報提供サイトの周知を図る。 ハザードマップを更新し、各種ホームページ（QRコード）を周知	R4.6	完了	市WEBサイト等にて市民に周知ように検討する。	令和4年度より検討中	検討実施	防災訓練や出前講座、町WEBサイト等にて町民に周知する。	R3.6	完了	町ウェブサイト等にて住民に周知ように検討する。	令和4年度より検討中	検討実施	県HP「徳島県水防情報」及びすだちくんメールによる水位情報や、河川監視カメラによるリアルタイム映像を公開しており、引き続き住民への情報提供のあり方を検討	検討中	検討実施	
		・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。	災害時情報共有システムを活用し、緊急速報メールの発信を行う。また、伝達体制について広報誌等を通じて住民への周知を図る。	適時実施	避難情報や開設避難所等の情報は緊急速報メールで周知している。美馬市が発信する手段をハザードマップに掲載し全戸配布した。	広報等を用いて啓発をする	毎年実施	実施	IP告知放送、WEBサイト、緊急速報メールを活用し、避難情報等の発信を行う。	適時実施	実施	広報等による防災アプリの普及啓発	毎年実施	実施	現在、県HP「徳島県水防情報」やすだちくんメールにおいて水位情報を公開しており、引き続き住民への情報提供のあり方を検討	検討中	検討実施	
	キ 防災施設の機能に関する情報提供の充実	・ダム、堤防等の整備効果や現時点で有する機能等を共有する。	-	未定	-	関係機関と情報共有を行う	適時実施	実施	半田地区の築堤事業について、関係施設管理者と連携し、必要な情報の共有を行う。	適時実施	継続して実施中	関係施設管理者と連携し、必要な情報の共有を行う。	適時実施	実施	関係機関と情報共有	適時実施	実施	
			ク ダム放流情報を活用した避難体系の確立	・ダムの操作やその際に提供される情報とその意味等について共有する。	「池田ダム防災操作説明会」に参加し、各種情報内容や伝達体制について確認を行う。	毎年実施	6月	ダムの防災操作説明会に参加して共有する	毎年実施	6月	ダム防災操作説明会に参加し、内容について共有する。	毎年実施	6月	ダム操作説明会への参加及び防災部門で参加資料の共有	毎年実施	6月	池田ダム防災操作説明会に参加し、情報共有	毎年実施
	ケ 避難計画作成の支援ツールの充実	・各市町村等に対し、利活用が図られるよう浸水ナビの機能を周知するとともに、浸水ナビを活用した利活用事例を収集し、取組内容や使用した結果について共有する。	-	未定	-	未定	-	未定	町民や要配慮者利用施設への周知を検討する。	R4より検討中	検討実施	未定	-	未定	-	出前講座等の場で、浸水ナビの機能を周知	適時実施	実施
			コ 隣接市町村等への広域避難体制の構築	・各市町村において洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時又は高潮災害時の連絡体制等について検討・調整する。	災害時相互応援協定に基づく広域避難が円滑に実施できるよう、近隣市町における避難所の設定や災害時の連絡体制等について調査・検討を行う。	R3年度より検討中	検討実施	近隣市町と広域避難所に関する協議	未定	未定	県内の市町村において、避難者の受入についての協定を締結している。	継続して実施中	継続して実施中	近隣市町と広域避難所に関する協議	未定	未定	広域避難体制の構築に向けた支援	適時実施
	カ サ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援	・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。	避難確保計画は区域内の全59施設が策定済み。	R3年度より実施中	区域内の全66施設が避難確保計画を策定済み	要配慮者利用施設等に確認をする	3月	実施	本町の洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設16箇所については計画策定済。今後訓練の状況について年1回程度確認を実施する。	毎年実施	全施設、計画策定済みであり、年1回以上の訓練実施と報告も継続して実施。	要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成・変更状況、訓練実施状況の確認	毎年実施	実施	各市町村と連携し、避難確保計画の作成状況等を確認	適時実施	実施	
			・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	避難確保計画の作成や訓練実施に対する課題把握に努め、必要な支援策を検討する。	R3年度より検討中	検討実施	要配慮者利用施設等に対する避難確保計画の作成・変更状況、訓練実施状況の確認	毎年実施	実施	訓練の実施状況を確認し、不明点や疑問点等を聞き取り、確実な避難行動が取れるよう必要な支援を検討・調整する。	毎年実施	毎年、訓練に関する通知を送り、不明点や疑問点等について共有し支援している。	要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成・変更状況、訓練実施状況の確認	毎年実施	実施	要配慮者利用施設の避難訓練の手引きを作成し、県ホームページで公開することで広く周知を図り、市町村の活用を促進。また、市町村との連絡調整会議を開催し、広く支援策を紹介し、活用を促進	適時実施	実施
			・「講習会の企画調整及び運営マニュアルより要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けてより」（平成30年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、市町村における講習会プロジェクトの実施について検討・調整する。	保険福祉部局と連携し、要配慮者利用施設を対象に洪水、土砂災害に関する講習会を実施。	R3年度より実施中	完了	未定	-	-	要配慮者利用施設のニーズを踏まえ、実施を検討する。	R4より検討中	検討実施	未定	-	未定	-	要配慮者利用施設の避難訓練の手引きを作成し、県ホームページで公開することで広く周知を図り、市町村の活用を促進。また、市町村との連絡調整会議を開催し、広く支援策を紹介し、活用を促進	適時実施

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	美馬市			三好市			つるぎ町			東みよし町			徳島県				
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容		
①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																			
ア 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表																			
		・ 国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。	-	未定	-		未定	-		吉野川・貞光川の洪水浸水想定区域は洪水ハザードマップにて公表済。半田川の洪水浸水想定区域の作成・公表についての働きかけを継続する。	継続して実施中	継続して実施中	町HP等にて住民に周知を図る。	実施中	実施	県管理河川のうち洪水予報河川・水位周知河川においては、想定最大規模による各浸水想定区域を指定、周知済。その他の県管理河川における区域追加について検討	継続して実施	実施	
		・ ダム管理者によるダム下流部の浸水想定図の作成・公表の予定を共有する。	-													池田ダム下流の浸水想定図を県HPで周知	適時実施	実施	
		・ 都道府県又は市町村による想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。		未定	-		未定	-		県による情報を共有・活用する。	R3より実施中	実施		未定	-				
		・ 各種浸水想定区域図等が作成された場合は当該浸水想定区域図等を共有する（なお、共有された浸水想定区域図等については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。）。		未定	-		未定	-		町の洪水ハザードマップに追加し公表する。	適宜			未定	-	各種浸水想定区域図等を共有	適時実施	実施	
イ ハザードマップの作成、周知、活用																			
		・ 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップ、想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図を踏まえた内水ハザードマップ、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図を踏まえた高潮ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。		R4.6	完了		平成31年度作成公表し、各世帯配布済、WEBサイトへ掲載している。R5以降に見直し検討			浸水想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを作成し、町民全戸配布、WEBサイトへ掲載している。	R3.3	完了		平成29年度作成し、各世帯配布、WEBサイトで公表済	R4年度以降				
		・ 各種ハザードマップが作成された場合は、当該ハザードマップを共有する。		R4.4	完了		各世帯に配布し、WEBサイトへ掲載して行く		適時実施	浸水想定最大規模降雨による洪水ハザードマップを作成し、町民全戸配布、WEBサイトへ掲載している。	R3.3	完了		町HP等にて住民に周知を図る。	実施中	実施			
		・ 「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。		R3年度	完了				未定	今後は洪水浸水想定区域図の改定等を踏まえ、適宜修正や改良を実施する。	適時実施	実施		未定	-	市町が実施する「洪水ハザードマップ」の効果的な周知及び先進事例を共有	適時実施	実施	
ウ 浸水実績等の周知																			
		・ 水位周知河川等に指定されていない中小河川における、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）を用いた水害リスクの周知の取組に関し、全国の代表的な取組事例を市町村へ提供するとともに、流域内の各構成員が保有する浸水実績等について共有する。		R3年度より		河川国道事務所から提供いただいた吉野川流域の浸水実績を基に、実績による浸水ハザードマップを作成	河川管理者と連携し浸水実績等の適正な把握に努め、水害リスクの情報共有を図る		R3年度より	適時実施	貞光川や半田川の浸水実績をハザードマップに掲載し、町民全戸配布、WEBサイトへ掲載している。	R3.3	完了	町作成のハザードマップにおいて過去の災害を参考とした内水氾濫危険区域を公表（全戸配布、HP）。	H30.3	完了	平成16年台風23号による浸水痕跡マップの閲覧及び平成26年台風12号・11号の浸水痕跡マップのWebサイトでの公表を実施しており、その情報を共有	適時実施	実施
エ ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実																			
		・ ハザードマップポータルサイトについて、公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等を掲載し、提供する情報の充実を図ることとしている。ハザードマップポータルサイトを通じた水害リスク情報の提供が図られるよう、取組内容について共有する。	-	未定	-		ハザードマップポータルサイト等を市民に周知する		適時実施	適時実施	ハザードマップの活用や避難確保計画作成の支援ツールとして、ハザードマップポータルサイトを防災訓練や出前講座等で町民に周知する。	R3より適時実施	実施	ハザードマップポータルサイト等を町民に周知する。	R4より適時実施	実施	掲載情報を共有	適時実施	実施
オ 災害リスクの現地表示																			
		・ 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。		検討中	検討実施		公共施設や電柱を中心に水害の浸水実績看板（表示）を設置を検討する。		未定	-	まるごと・まちごとハザードマップの実施について、今後検討を行う。	R4より検討中	検討実施		未定	-			
		・ まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。	-	未定	-				未定	-	まるごと・まちごとハザードマップの実施について、今後検討を行う。	R4より検討中	検討実施		未定	-			

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	実施された取組			今後も継続的(断続的)に実施する取組			今後実施する取組								
			美馬市			三好市			つるぎ町			東みよし町			徳島県		
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容
カ	住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	<p>・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。</p>	自主防災組織や学校等での実施状況を共有する。	R3年度より 毎年5回実施	実施	防災士会等と連携して、各地区に訓練の実施を推進していく	毎年実施	実施	感染対策を講じたうえで、学校、自主防災会、地域、関係機関等と連携した訓練を実施する。	R4より 適時実施	R4.9月、中学校・地域防災訓練を実施	自主防等連絡会や防災フェスタ等各種イベントでの防災学習開催	毎年実施	実施	—	—	—
			教育委員会と連携し、各学校の危機管理計画等を収集、今後の取組について情報共有を行う。	R3年度より 適時実施	実施	教育委員会と連携し、今後の取組について情報共有を行う。	3月	実施	教育委員会と連携し、各学校の危機管理計画等を収集、今後の取組について情報共有を行う。	R3年度中 適時実施	実施	ハザードマップを用いた水災害教育を実施。指導計画を共有する。	令和3年度より 適時実施	実施	令和4年度に実施したモデル校での実証授業を踏まえ、防災教育の副読本及び防災学習指導の手引きを作成し、県下全域へ展開	実施中	実施
			※小学校・中学校の指定なし			教育委員会と連携し、防災訓練や防災教育の支援を実施する。	3月	実施	教育委員会と連携し、防災訓練や防災教育の支援を実施する。	R3.11 毎年実施	要配慮者利用施設に定めている全ての小学校・中学校において避難確保計画。年1回以上の訓練実施と報告も継続して実施	令和3年度より 適時実施	実施	避難確保計画作成の手引きや、先進的な取組を行っている施設の避難訓練の実施状況を基に避難訓練の手引きを作成し、会議等の機会を捉え市町村等へ周知するとともに、県ホームページで公開して広く周知	適時実施	実施	
			自主防災組織や学校等での実施状況等を共有する。	R3年度より 適時実施	実施	防災士会等と連携して、各地区に訓練の実施を推進して行く	毎年実施	実施	訓練を通じて避難情報や避難場所に関する理解を醸成する。	R4より	自主防災組織及び防災関係団体等と共有する	毎年実施	実施	河川やダム等の必要な防災情報を共有	適時実施	実施	
			自主防災組織等を対象とした避難所検証訓練やリーダー養成講座を実施する。	R3年度より 毎年実施	実施	消防団長会等により周知する	毎年実施	実施	自主防災組織や消防団等と連携した訓練等について今年度検討を進める。	R4より 検討中	検討実施	県の出前講座等を活用し、自主防災組織の充実した取組を検討・調整する。	R4より 検討中	検討実施	訓練の情報を共有	適時実施	実施
			地域における災害時の避難支援を目的として、市社協と連携し「地域支え合いマップ」の更新を行う。更新過程においては、避難行動要支援者名簿への登録を促進し、地域の共助力の向上や避難支援の強化につなげる。	R3年度より 適時実施	地域支え合いマップは、R3.53箇所、R4.50箇所の更新を予定している。R4.10.13にケアマネージャーを対象に、ハザードマップ等に関する	地域福祉課が実施している個別避難計画と連携して避難支援の強化につなげる	R5年度以降	検討実施	福祉課が実施する個別避難計画の策定業務と連携し、避難行動の理解促進に向けた取り組みを検討する。	R3より 検討中	検討実施	未定	—	令和4年度に那賀川流域で包括ケアセンターの職員をはじめとした高齢者施設の職員を対象に防災講座を実施。その状況を県ホームページで公開し広く周知を図るとともに、吉野川流域についても実施を検討	検討中	R5年度実施予定	
			要配慮者利用施設からの要望等に応じた必要な支援体制について検討する。	R3年度より	検討を継続する。	要配慮者利用施設と連絡を密にし、課題等を扱い上げ支援方法を検討する	R5年度以降	検討実施	要配慮者利用施設と連絡を密にし、課題等を扱い上げ支援方法を検討する。	R3より	未定	—	未定	—	市町と連携し検討	検討中	検討実施
			市ハザードマップの改訂にあわせ「マイ・タイムライン」の啓発及び作成支援様式の整備を行う。	R3年度より 適時実施	R4.6ハザードマップの配布に合わせて、マイ・タイムライン様式を配布を実施	家族防災教室の開催	適時実施	R4.11～R5.2 実施	訓練やWEBサイトを通じて、「マイ・タイムライン」などの取組を促進する。	R3.12より 適時実施	実施	未定	—	令和3年度から令和4年度にかけて、7団体119名に対し、「ファミリータイムライン」を活用した防災教室を実施し、その状況を県ホームページで公開して広く周知	適時実施	実施	

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	美馬市			三好市			つるぎ町			東みよし町			徳島県			
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	
			実施された取組			今後も継続的(断続的)に実施する取組			今後実施する取組									
① - 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																		
	ア	洪水予測や水位情報の提供の強化 ・ ダムの放流警報施設等について、市町村よりその開放の要請があった場合は、放流警報等の趣旨を踏まえつつ、ダム管理者として必要な情報伝達に支障とならない範囲で開放することが可能であることを情報共有する。 ※「ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について」（平成17年3月28日国河第19号、国河治第211号）を参照。	-													関係市町と情報を共有	適時実施	実施
	エ	避難場所、避難経路及び応急的な避難場所の整備 ・ 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備に加えて、応急的な避難場所の必要性に関する市町村の検討結果を踏まえ、新たに避難場所の整備を行う場合、国・都道府県管理河川の工事等による建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整する。 ・ 洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先を設定する上での調整内容や協定の締結方法等について共有する。	-	未定	-	未定	-	未定	-	未定	-	未定	-	未定	-	関係市町と連携し、新たな待避場所の整備について検討	検討中	検討実施
			民間施設等を活用した避難所の必要性について検討を行う。	R3年度より検討中	検討実施		未定	-	R3年度より検討中	検討実施		未定	-					
② 被害軽減のための取組																		
② - 1 水防体制に関する事項																		
	ア	重要水防箇所の確認 ・ 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。	重要水防箇所の合同点検を実施する。	適時実施	R4.6.1に県、市消防、警察等で巡視を実施	重要水防箇所合同点検に参加	適時実施	実施	重要水防箇所合同点検に参加し、出水時における体制整備を図る。	適時実施	R4.5、江ノ脇極門点検、R4.6、小山北ポンプ点検	重要水防箇所合同点検に参加	適時実施	R4実施	出水期前に重要水防箇所等の共同点検を実施	適時実施	実施	
	イ	水防資機材の整備等 ・ 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。 ・ 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。	出水期前に水防資機材の配備体制の確認を行う。	適時実施	実施	出水期前に水防資機材の点検実施	適時実施	実施	消防本部、消防団との連携により実施中。	適時実施	実施	出水期前に水防資機材の配備体制の確認を行う。	適時実施	実施	各庁舎の水防倉庫に水防資機材を備蓄	適時実施	実施	
			中島地区河川防災ステーションを活用した水防活動について検討を継続する。	R3年度より検討中	検討実施										河川防災ステーションを活用した水防活動を検討	検討中	検討実施	
	ウ	水防訓練の充実 ・ 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。	水防工法訓練（土嚢作成等）や、浸水害に対応する避難所への避難訓練（避難所・避難経路の確認等）を実施する。また国が実施する排水ポンプ車訓練に参加する。	R3年度より適時実施	令和3年度より毎年、国土交通省が実施する排水ポンプ車訓練に参加している。	関係機関と連携して訓練実施を検討する	R3年度より	適時実施	関係機関・地域等と連携した水防訓練の実施について今後検討を行う。	R4より検討中	検討実施	関係機関と連携しての訓練実施を検討する。	R4より検討中	検討実施	国と連携して訓練を実施	適時実施	実施	
	エ	水防に関する広報の充実 ・ 各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	市ウェブサイトやハザードマップ等を用いて、訓練や災害に備える啓発活動を行う。	R3年度より適時実施	R4.6美馬市水防計画を全面改定し、関係機関で共有した	市WEBサイト等に市民に周知ように検討する	R3年度より	適時実施	職員による土のう作製訓練を実施。出水前に備え、町民に対して土のうの配布をIP告知放送で周知。	適時実施	R3.6月実施 R4.5月実施	ホームページや広報誌等を活用した実施を検討する。	R4より検討中	検討実施	・ 水防計画、重要水防箇所を含んだ水防計画を県HPにおいて公表 ・ 「徳島県水防の日」関連の取組に関する広報の実施	適時実施	実施	
	オ	水防団間での連携、協力に関する検討 ・ 各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携、協力について検討・調整する。	水防団を対象とした水防訓練を実施し、平時からの連携体制の構築を図る。	適時実施	実施	消防団長会により確認する	適時実施	実施	消防本部、消防団との連携により実施中。	適時実施	実施	消防団と連携して実施中	適時実施	実施				
② - 2 多様な主体による被害軽減対策に関する事項																		
	ア	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 ・ 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。	-	未定	-		未定	-	町内に立地する災害拠点病院との確実な情報伝達方法について訓練等を通じて確認する。	R4より	町内の災害拠点病院と、無線等を用いた情報伝達訓練を実施 R5.1月実施				情報伝達のあり方について、関係市町を支援	適時実施	実施	
	イ	洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 ・ 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。	B C Pの検証を通じて、機能維持に必要な対策を検討する。	R3年度より検討中	検討実施	新庁舎建設に伴い、各種機能を検討済	R4.4	完了	浸水想定を考慮し非常用電源設置場所を再検討	R3.12より検討中	R3.12検討実施	庁舎増築に合わせ非常用電源設置場所を再検討	R3より検討中	R3検討実施				
	ウ	大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進 ・ 洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 ・ 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。	-						計画に定めた大規模工場等はないが、今後の要否も含め検討する。	R4より検討中	検討実施				関係市町と連携し、計画作成状況等を確認	適時実施	実施	
			-						計画に定めた大規模工場等はないが、今後の要否も含め検討する。	R4より検討中	検討実施				関係市町と連携し、それぞれの取組を促すための支援策について検討	検討中	検討実施	

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	実施された取組														
			美馬市			三好市			つるぎ町			東みよし町			徳島県		
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容
③	氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組																
	ア	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等															
		・管内の排水機場、樋門、排水路等の情報を共有し、管理者間の連絡体制の確認を行う。 ・導入した排水ポンプ車の円滑な運用を図るため、関係機関と連携した操作訓練を実施する。	R3年度より 適時実施	水害発生のおそれがある前に連絡体制の確認を実施している。また、国主催の排水施設の操作説明会に参加した。	排水機場、樋門、排水路等の情報共有を踏まえ、管理しているポンプの適切な配置計画を検討	令和4年度より 検討中	検討実施	町の排水施設管理者との連絡体制は構築済み、運用方法についても確認済。	【要確認】 完了		排水機場、樋門、排水路等の情報共有を踏まえ、管理しているポンプの適切な配置計画を検討。	令和3年度より 検討中	検討実施	国と連携し、排水施設、排水資機材の運用の改善を検討	検討中	検討実施	
	イ	浸水被害軽減地区の指定															
		・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。	-												国と連携し、課題への対応を検討	検討中	検討実施
④	防災施設の整備等																
	ア	重要インフラの機能確保															
		・各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有する。	R3年度より 適時実施	地域内物資輸送拠点の整備に取りかかっており、令和5年10月より運用を開始	防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有する	適時実施	実施	防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について協議会で共有する。	適時実施	実施	民間事業者等との協定等を活用し機能確保に努める。	適時実施	実施	防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有	適時実施	実施	
⑤	その他																
	ア	災害時及び災害復旧に対する支援強化															
		・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。	R3年度より 適時実施	徳島河川国道事務所主催の排水ポンプ車訓練に参加した(6月17日/吉野川市)令和4年度	国や県が実施する研修、訓練に参加して相互支援体制の強化を図る	適時実施	実施	国や県が実施する研修、訓練に参加し、災害対応の人材育成や、相互連携の強化を図る。	適時実施	実施	災害マネジメント総括支援員等の研修受講・登録促進	毎年実施	実施	国が実施する研修、訓練等に参加	適時実施	実施	
	イ	災害情報の共有体制の強化															
		・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。	R3年度より 適時実施	実施	災害時共有システム等を活用し、各関係機関との情報共有を行う	適時実施	実施	災害時共有システム等を活用し、各関係機関との情報共有を行う。	適時実施	実施	災害時共有システム等を活用し、各関係機関との情報共有を行う。	適時実施	実施	共有情報や共有方策等を検討	検討中	検討実施	

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	実施された取組			今後も継続的(断続的)に実施する取組			今後実施する取組										
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容					
地域取組																			
①課題の抽出																			
		現在の災害に対する住民の意識調査（ヒアリング）を行い、課題の抽出を行う。												WEBアンケートを作成し、浸水区域内を対象に実施する	R3.9より	-			
②災害の疑似体験による防災意識の向上																			
		VR等を活用し、多くの住民に災害の疑似体験をしてもらうことによって、意識の向上を図る。												VR等の作成した防災コンテンツを活用し、貸し出しやイベント等で使用し防災の意識向上を図る	R4.10	完了			
①円滑かつ迅速な避難のための取組																			
①-1 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
	ア	洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認																	
		・洪水時の市町村長による避難指示等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。	ダムからの情報提供に対するニーズを適切に把握するため、関係機関への説明を実施。	適時実施	実施	気象（洪水）に関する情報の内容及び提供するタイミングを確実に市町村長等に伝達を確実にするため、ホットラインの確認をする。	年度初め	実施						訓練や防災操作説明会、首長レクにより、連絡先や連絡のタイミングや内容等を確認する。	毎年実施	実施	毎年出水気前に状況の確認を行う。	毎年実施	実施
	イ	高潮時における都道府県からの情報提供等																	
		・高潮時の市町村長による避難指示等発令の判断を支援するため、高潮時に都道府県等から市町村に提供する海岸状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に海岸の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。				気象（高潮）に関する情報の内容及び提供するタイミングを確実に市町村長等に伝達を確実にするため、ホットラインの確認をする。	年度初め	実施											
	ウ	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認																	
		・「避難指示等に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を参考に、市町村が定めた洪水時又は高潮時における避難指示等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。																	
		・市町村が定めた避難指示等発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。				「水害対応タイムライン」の作成について気象防災情報の発出タイミングなどの助言を行う。	適時実施	実施									すでに作成済、必要に応じて更新作業を支援	適時実施	実施
		・水害対応タイムラインを活用して実施した訓練等で明らかになった課題を踏まえて、水害対応タイムラインの見直しを行うとともに、内容を共有する。				「水害対応タイムライン」の作成について気象防災情報の発出タイミングなどの助言を行う。	適時実施	随時実施した									必要に応じて更新作業を支援	適時実施	実施
		・ダム下流域の河川において、ダムの洪水調節機能等を踏まえ、市町村や住民が行う避難に関する防災行動を整理した避難指示着目型タイムラインを作成し、共有するとともに、ダム管理者から発信される放流やダムの貯水位等の情報の意味等、その内容を共有する。	・ダム操作に関する情報共有を図るため、防災操作説明会を実施。 ・ダム操作に関する理解を広めるため、住民説明会を実施。	適時実施	実施									市町村の要望に応じて情報提供を行う。 防災操作説明会での周知等を行う。	毎年実施	実施			
	エ	多機関連携型タイムラインの拡充																	
		・公共交通事業者やマスコミ、利水ダム管理者等の多様な関係機関が連携して、地域ブロック単位の多機関連携型タイムラインを作成するとともに、その運用状況を確認する。												作成の際の情報提供、内容の確認等を行う。	適時実施	濁水タイムライン作成済み	多機関連携型タイムラインの作成を支援	適時実施	実施
	オ	水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知促進																	
		・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。												浸水想定関連情報の提供等を行う。	適時実施	ダムの放流規模別浸水想定図の公表済			
		・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。												防災操作説明会によるダム放流に伴う河川水位上昇の危険性の周知、川の防災情報の使用の啓蒙を行う。	毎年実施	6月実施			
		・水位周知下水道の指定を行う下水道について共有する。																	
		・水位周知海岸の指定を行う海岸について共有する。																	

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	水資源機構			気象庁			国土地理院			吉野川ダム統合管理事務所			徳島河川国道事務所		
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容
	カ	ICT等を活用した洪水情報の提供															
		・「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」等、国や都道府県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。															
		・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。	適時実施	実施													
	キ	防災施設の機能に関する情報提供の充実															
		・ダム、堤防等の整備効果や現時点で有する機能等を共有する。	適時実施	実施													
		・ダム操作に関する情報共有を図るため、防災操作説明会を実施。 ・ダム操作に関する理解を広めるため、住民説明会を実施。	適時実施	実施													
	ク	ダム放流情報を活用した避難体系の確立															
		・ダムの操作やその際に提供される情報とその意味等について共有する。	適時実施	実施													
		・ダム操作に関する情報共有を図るため、防災操作説明会を実施。 ・ダム操作に関する理解を広めるため、住民説明会を実施。	適時実施	実施													
	ケ	避難計画作成の支援ツールの充実															
		・各市町村等に対し、利活用が図られるよう浸水ナビの機能を周知するとともに、浸水ナビを活用した利活用事例を収集し、取組内容や使用した結果について共有する。															
		・各市町村に継続的に、浸水ナビを周知し、活用状況を共有する															
	コ	隣接市町村等への広域避難体制の構築															
		・各市町村において洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時又は高潮災害時の連絡体制等について検討・調整する。															
		・随時市町村が必要な関連情報の提供を行う。	適時実施														
		ダムの放流規模別浸水想定図の公表済															
	カ	要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援															
		・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。															
		・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。															
		・「講習会の企画調整及び運営マニュアルより要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けてより」（平成30年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、市町村における講習会プロジェクトの実施について検討・調整する。															
		・随時市町村が必要な関連情報の提供を行う。	適時実施														
		ダムの放流規模別浸水想定図の公表済															

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	水資源機構			気象庁			実施された取組			今後も継続的(断続的)に実施する取組			今後実施する取組		
			実施内容			実施内容			国土地理院			吉野川ダム統合管理事務所			徳島河川国道事務所		
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容
①-2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項																	
ア 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表																	
<ul style="list-style-type: none"> 国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。 																	完了
<ul style="list-style-type: none"> ダム管理者によるダム下流部の浸水想定図の作成・公表の予定を共有する。 			浸水想定図を作成し、HPで公表済	R2.4	完了									関係機関間での情報収集、情報共有を行い、必要に応じて調整する。	適時実施	ダムの放流規模別浸水想定図の公表済	
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は市町村による想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。 																	
<ul style="list-style-type: none"> 各種浸水想定区域図等が作成された場合は当該浸水想定区域図等を共有する(なお、共有された浸水想定区域図等については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。) 			浸水想定図を作成し、HPで公表済	R2.4	完了									関係機関間での情報収集、情報共有を行い、必要に応じて調整する。	適時実施	ダムの放流規模別浸水想定図の公表済	
イ ハザードマップの作成、周知、活用																	
<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップ、想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図を踏まえた内水ハザードマップ、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図を踏まえた高潮ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。 																	
<ul style="list-style-type: none"> 各種ハザードマップが作成された場合は、当該ハザードマップを共有する。 																	
<ul style="list-style-type: none"> 「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。 																	
ウ 浸水実績等の周知																	
<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川等に指定されていない中小河川における、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等(以下「浸水実績等」という。)を用いた水害リスクの周知の取組に関し、全国の代表的な取組事例を市町村へ提供するとともに、流域内の各構成員が保有する浸水実績等について共有する。 																	
エ ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実																	
<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップポータルサイトについて、公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等を掲載し、提供する情報の充実を図ることとしている。ハザードマップポータルサイトを通じた水害リスク情報の提供が図られるよう、取組内容について共有する。 									ハザードマップポータルサイトの運営ならびにデータ更新	適時実施	R3年度実施 R4年度実施						
オ 災害リスクの現地表示																	
<ul style="list-style-type: none"> 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」(平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、取組の推進について検討・調整する。 																	
<ul style="list-style-type: none"> まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。 																	

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	水資源機構			気象庁			国土地理院			吉野川ダム統合管理事務所			徳島河川国道事務所			
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	
	カ	住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実																
		・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。				避難訓練等の充実のため、助言及び参加する。	適時実施	随時参加した										
	キ	防災教育の促進																
		・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。							教材に使用する資料（地図など）の提供 ホームページ内に、「地理教育の工具箱」として「地図で学ぶ防災ポータル」や「地理教育支援コンテンツ」等のサイトを公開し、順次コンテンツを拡大。	適時実施	R3年度実施 R4年度実施							
		・水防法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校等に対して、避難確保計画の策定、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援を実施するとともに、先進的な取組について共有する。				出前講座やイベントにおいて大雨や洪水に関する災害に対する普及啓発を実施、また、ウェブサイトに掲載している広報ビデオの充実とその周知をする。	適時実施	実施										
	ク	避難訓練への地域住民の参加促進																
		・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を共有する。																
	ケ	共助の仕組みの強化																
		・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例を共有し、より充実した取組を検討・調整する。																
		・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組について検討・調整するとともに、その取組状況について共有する。																
		・要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。																
	コ	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進																
		・協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する				「マイ・タイムライン」の作成において、トリガーとなる気象防災情報の使い方など講演（説明）を行う。	適時実施	実施								全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する	適時実施	実施

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	実施された取組			今後も継続的(断続的)に実施する取組			今後実施する取組																				
			水資源機構			気象庁			国土地理院			吉野川ダム統合管理事務所			徳島河川国道事務所														
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容												
① - 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項																													
	ア	洪水予測や水位情報の提供の強化 ・ ダムの放流警報施設等について、市町村よりその開放の要請があった場合は、放流警報等の趣旨を踏まえつつ、ダム管理者として必要な情報伝達に支障とならない範囲で開放することが可能であることを情報共有する。 ※「ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について」(平成17年3月28日国河流第19号、国河治第211号)を参照。															今後の防災操作説明会での周知を図っていく。	毎年6月実施	R4.6実施										
	エ	避難場所、避難経路及び応急的な避難場所の整備 ・ 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備に加えて、応急的な避難場所の必要性に関する市町村の検討結果を踏まえ、新たに避難場所の整備を行う場合、国・都道府県管理河川の工事等による建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整する。 ・ 洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先を設定する上での調整内容や協定の締結方法等について共有する。															堆砂除去等による建設発生土を活用できるよう整理、共有する。	適時実施	実施										
② 被害軽減のための取組																													
② - 1 水防体制に関する事項																													
	ア	重要水防箇所の確認 ・ 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。																				市町長との重要水防箇所合同巡視	R3より毎年出水期前実施	R3実施 R4実施					
	イ	水防資機材の整備等 ・ 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。 ・ 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。																						引き続き情報の共有を行う	適時実施	実施			
	ウ	水防訓練の充実 ・ 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。																								関係機関との連携強化を意識した訓練内容を追加する。	R4より適時実施	R4実施	
	エ	水防に関する広報の充実 ・ ダム操作に関する情報共有を図るため、防災操作説明会を実施。 ・ ダム操作に関する理解を広めるため、住民説明会を実施。																									水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。	毎年実施	実施
	オ	水防団間での連携、協力に関する検討 ・ 各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。																											
② - 2 多様な主体による被害軽減対策に関する事項																													
	ア	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 ・ 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。																											
	イ	洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 ・ 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。																											
	ウ	大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進 ・ 洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 ・ 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。																											

別紙【中流】

令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組

項目	事項	内容	実施された取組									今後も継続的(断続的)に実施する取組			今後実施する取組					
			水資源機構			気象庁			国土地理院			吉野川ダム統合管理事務所			徳島河川国道事務所					
			実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容	実施内容	時期	現在までの実施内容			
③	氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組																			
	ア	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 ・ 洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時又は高潮時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時又は高潮時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。															未定	-		
	イ	浸水被害軽減地区の指定 ・ 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。															今後実施	未定	-	
④	防災施設の整備等																			
	ア	重要インフラの機能確保 ・ 各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有する。																防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有	適時実施	実施
⑤	その他																			
	ア	災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・ 国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。				災害対応にあたる人材を気象防災ワークショップ等の取り組みを通して育成する。	適時実施	実施				訓練への参加を調整する。	適時実施	実施			引き続き関係機関に対し研修、訓練を実施	適時実施	実施	
	イ	災害情報の共有体制の強化 ・ 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。							幹事会、訓練等を通じて共有化への支援を図る 災害情報をホームページや地理院地図で公開し周知。	適時実施	R3年度実施 R4年度実施	関連情報について積極的に情報共有を図っていく。	適時実施	実施			共有情報や共有方策等の検討を支援	適時実施	実施	